

古事記上卷の事代主神について

橋本雅之

一

事代主神は、『古事記』(以下『記』)の中で、父の大国主神の代りとして国譲りの言葉を述べるといふ、重要な役割を果たす神として登場してくる。^{注1}この神に関しては、すでにさまざまな立場から論じられているが、『記』の本文に即して考えると、この神の役割や行動に関してなお細かい点で問題が残されているように思う。本稿は、従来の研究を踏まえ、今一度『記』におけるこの神の役割や行動を文脈に即して考えることを目的とするものである。

二

そこでまず、この神に係する『記』の記事を引用する(桜楓社刊『古事記』新訂版、西宮一民氏編による)。

A 大国主神、亦娶_二神屋楯比賣_一、生子、事代主神。

B 是以、此_二神降_一到出雲國伊耶佐之小濱_二而、拔_三十掬劍_一、逆刺_二立于_三浪穗_一、跌_二坐其劍前_一、問_二其大国主神_一言「天照大神・高木神之命以、問使之。汝之字志波祢流葦原中國者、我御子之所、知國言依賜。故、汝心奈何。」爾、答白之、「僕者不_二得白_一。我子八重言代主神、是可_二白_一。然、為_二鳥遊_一・取魚_二而、往_二御大之前_一、未_二還來_一。」故爾、

遣_三天鳥船神_一、徵_三来八重事代主神_二而、問賜之時、語_三其父大神_一言、「恐之。此國者、立_三奉天神之御子_一。」即蹈_三傾其船_二而、天逆手矣、於_三青柴垣_一打成而隱也。

Aはこの神の出生系譜であり、大国主神の系譜では神屋楯比賣との間に生まれたと記されている。この神が活躍するのは、国譲りにおいてであり、Bにあるように、父大国主神に代わり、国譲りの受諾を言明する。国譲り神話は、天神の子孫による、葦原中国の支配の根拠となるものであり、『記』においてもとりわけ重要な意味を持つ。その重要な決定が、実際の支配者たる大国主神でなく子神に委ねられているわけであり、この神の役割はたいへん大切である。『記』上巻のハイライトとも言える天孫降臨を導く国譲り神話において、葦原中国の支配者である大国主神自身が、なぜ自ら受諾しないのか。事代主神が登場する理由は何か。そこには、やはりそうあらねばならない理由が存するものといえよう。これについては、今までもさまざまな説がある。そこでまず、この神に関する諸説を振り返ってみよう。

この神についての研究は、大きく分けて、この神の記紀神話への定着を考える成立論的立場と、記紀中での役割を考える文脈論的立場とがある。記紀への定着を考えてゆく立場の代表的な論は、西田長男氏の説であり、記紀神話の成立を論ずる中で、『天武紀』壬申の乱の記事に見える事代主神が、高市県主許梅に神懸りをして述べた、

吾者高市社所居、名事代主神。又身狹社所居、名生靈神者也。乃顯之曰、於_三神日本磐余彦天皇之陵_一、奉_三馬及種々兵器_一。便亦言、吾者立_三皇御孫命之前後_一、以送_三奉于不破_二而還焉。今且立_三官軍中_一而守護之。

という内容と、『記』の国譲りの文脈の中の、

故、更且還来、問_三其大国主神_一、「汝子等、事代主神・建御名方神_二神者、随_三天神御子之命_一、勿_レ違白訖。故、汝心奈何。」爾、答白之、「僕子等_二神随_レ白、僕之_レ不違。此葦原中国者、随_レ命既獻也。唯僕住所者、如_三天神御子之天津日繼所_一、知_三之登陀流天之御巢_二而、於_三底津石根_一、宮柱布斗斯理、於_三高天原_一、氷木多斯理而、治賜者、僕者於_三

百不足八十埶手「隱而侍。亦僕子等百八十神者、即八重事代主神、為神之御尾前而仕奉者、違神者非也。」とが類似していることに注目した。

そして、事代主神が神祇官八神殿に祭られている八座の神の中の一座であること、その八神奉斎の起源が壬申の乱後、天武天皇の勸請に基づくとと思われることを論じ、その八神殿創立が認識根拠となつて、記紀神話の根幹である神籬磐境起樹の神勅が定立されることになつたと述べて、これら神話の成立を天武朝に求めた。^{注2}

この西田説を支持し、さらに独自の観点からこれを発展させたのは、吉井巖氏である。氏は、記紀に登場する「ヌシ」を名にもつ神の分析を通して、これらの神名の成立が新しいことを論じ、「ヌシの名を持つ神々は、この構想の根幹の部分に位置する。(中略)天御中主神と大国主神とは互いに呼応するごとくに成立せしめられた存在とすることができよう。さて、高天原の天神の使者となつて降臨するのが経津主神でありこの国譲りの交渉に対して大国主神の側で決定的な決断を述べるのが事代主神である。」と述べられた。^{注3} さらに氏は、この神が氏族の祖先伝承と縁のない孤かな神であるところから、その神的地位は天武朝における皇室の尊崇によつて確立したものであり、記紀神話に登場するにおよんではじめて事代主神の名が確定したのではないかと述べられた。^{注4}

これらに対して、神の所有形態という独自の観点からこの神話の成立を考えたのが益田勝実氏であり「本土の古出雲でも、オオナモチの(事代)であつた支配者が、コトシロヌシの神を奉じて、全出雲に号令していただろうと推測される。コトシロとは神事(神言)の代行者のことであるが、かれらの権力の増大によつて、自分たちコトシロの神格化であるコトシロヌシの神が、出雲を治める神オオナモチの子である神へと昇格してしまつたのであろう。」と述べ、事代主神が国譲りについて意志決定権を持つているのは、祭られる神に対する、祭る者の優位性という古代の信仰形態の特性を示すものとされたのである。^{注5}

また、松前健氏は、コトシロヌシをオホナムチのスポークスマンと捉え、さらに、記紀において「大和の呪言神で

ある鴨の八重事代主であるとしたのは、大和朝廷側の考えに基づく改変なのであろう。」とされた。^{注6}

これらの論の中で、西田・吉井両氏の説は詳細を極めており、記紀への定着に関してはほぼ両氏の論に尽くされており、この神が国譲り神話に定着したのは、天武天皇の時代と考えてよいように思う。ただ、これらの論はあくまで成立論的な観点からの考察であり、「記」の文脈においてこの神が登場する意味については必ずしも明確ではない。

それに対し、益田勝実氏の説は古代の信仰のあり方から論ぜられた注目すべき論であるが、大国主神と事代主神との関係に視点が集中し、「記」に即して言えば、前後の神話とのつながりが不明瞭である。この神が意志決定権を持つ理由は、あとに述べるようにむしろ「記」の文脈の中に求めるべきであると考ええる。スポークスマンとみる松前健氏の説についても、同様の視点から、大国主神の代弁者に留まらないこの神の位置付けをみるべきであると思う。

さて、以上の諸説はおおむね、成立論的な視点から論じられたものであるが、文脈論的な立場からは、古く「古事記伝」が、「此時既に大穴牟遲神は年老坐て、多く事代主神に事を譲りたまひて、事代主神ぞ、真盛に威勢ありけむ、故みづからの心一にては、御答を得白し賜はざるなり」という大国主神の隠居説とでも言うべき説を述べた他は、

A 西郷信綱氏「国譲りの求めにたいし「諾」という言を口にするのが、この神に割りふられた役であり、コトシロという名もこれに関係があると思われる。」

〔古事記注釈〕第二巻、平凡社、昭和五一年四月

B 倉野憲司氏「葦原中国をうしはいてみた大国主神の呪的宗教的支配力は、その子事代主神によつて代表され、政治的武力的支配力は、次に述べるやうにその子建御名方神によつて代表されてゐるのである」

〔古事記全註釈〕第四巻、三省堂、昭和五二年二月

C 西宮一民氏「事代主神に答えさせたのは、託宣の神だから、神意を伺わせたのである。鳥狩り・漁をするのは託宣のための神行為とみられる」

〔古典集成「古事記」新潮社、昭和五四年六月〕

D 山口佳紀・神野志隆光氏「事代主神は神託を伝える神であつて、国譲り受諾の決定的言明は、この神に委ねる
しかない」
(新編古典全集「古事記」小学館、平成九年六月)

などと述べられ、おおむね託宣神である事代主神が、国譲りの受諾を表明する正当性を確認するものであり、これが現在の定説と言つてよい。しかし、ひるがえつて考えてみると、託宣神であるということは、この神の性格を説明するものであり、この神話の解釈に確かに重要な意味を持つが、それはあくまで理由の一つであり、託宣神であるという指摘は、国譲りの受諾をこの神が担う十分な説明にはなつていないものと思う。

以上、現在までの『記』におけるこの神の研究を振り返つてみたが、成立論については一つの結論をみるものの、『記』の文脈の中におけるこの神の役割については、なお考えるべき問題が残されているように思う。以下、節を改めてこの問題について考えてゆこう。

三

『記』の国譲り神話は、二度の失敗で幕を開ける。思金神と八百万神の相談によつて派遣された、天菩比神と天若日子は、いずれも高天原の命に従わず大国主神の側に帰属する。そして、それらの失敗の後を受けて派遣された建御雷神によつて国譲りは果されるわけである。さて、大国主神の側に帰属した二神と建御雷神は、いずれも高天原の神である。とりわけ天菩比神は、須佐之男命とのウケヒの時に誕生した天照大御神の子であり、その正当性において申し分ないといえる。すなわち、これらの神々の間には基本的に優劣があるとはいえない。国譲りの神話の文脈の中で、はじめの二神と建御雷神との間で違いがあるとすれば、それは建御雷神が父神に代わつて葦原中国に赴くという点である。すなわち建御雷神の派遣においては、父である天尾羽張神の「恐之。仕奉。然、於此道者、僕子建御雷神可遺。」という言葉によつて、子神の建御雷神が降臨することになる。すなわち父の言葉による委任の有無が、は

はじめの二神との唯一の文脈における相違点である。そしてこの違いこそ、言い換えれば父神の委任こそ、国譲りと天孫降臨の場面において大きな意味を持つと思ふのである。

建御雷神が父神によって委任されたのと軌を同じくするように、葦原中国に下った建御雷神が実際の国譲りの交渉をしたのは、大国主神ではなくその子事代主神であり、ここでも事代主神は、父の「僕者不_レ得_レ白」。我子八重言代主神、是可_レ白。」という言葉によって指名されているのである。

ここで大切なことは、事代主神は国譲りの託宣を任せられているだけでなく、前にも引用したように父の大国主神が「八十垺手」に隠れた後、神之御尾前として仕奉することの役割をも受け持っていることである。しかも、この役割も父大国主神の発言によって明らかにされている。このような観点から見えてゆくと、この神が果たす役割は、単に託宣のみでないことがわかり、この点は注意されてよい。

さらに、建御雷神と事代主神の国譲りの交渉成立を受けて建御雷神が復命した後、天孫降臨に移るが、それでも実際に降臨したのは、「僕者將_レ降装束之間、子生出。名天迹岐志国迹岐志天津日高日子番迹々藝命、此_レ応_レ降也。」という父神の発言に基づき、天照大御神と高木神から指名されたニニギ命である。以上の内容を、改めて図示すると次のようになるであろう。

①葦原中国への派遣神

天菩比神——失敗

天若日子——失敗

父伊都之尾羽張神（葦原中国派遣予定神）↓子建御雷神（実際の派遣神）

②建御雷神との交渉

父大国主神（実際の支配神）

↓子事代主神（国譲りの受諾表明）

③国譲りの後の天孫降臨

父天忍穗耳命（当初の降臨予定神）

↓子ニギギ命（実際の降臨神）

かくして、国譲りから天孫降臨にかけての場面で、実際の働きをしているのは、すべて父神の言葉によって指名を受け委任された子神であるという共通性を指摘できる。この点は、従来さほど問題とされてこなかったように思われるが、父神の指名なり委任なりを背景に持つこれら三神が主役となつて活躍し、問題を解決してゆくという展開は決して偶然ではなく意図的な記述とみるべきではないかと思う。ではその意図とは何であろうか。

近年の『記』の作品論的研究は、『記』上巻の神話が、天神から天神御子へ、さらにそれが中巻の神武天皇へと、一貫した構想の下に展開されていることを明らかにした^{注7}。このような『記』の文脈上の一貫性は、天神から天神御子へという主要な文脈のみならず、個々の神話の展開のなかでも見られるように思う。そのような観点から、父神の指名や委任を背景とする三神によつて問題が解決されるという国譲りと天孫降臨の展開をみてゆくと、そこに、交渉の全権（建御雷神）や支配権（事代主神・ニギギ命）の委任という問題にたどりつく。言い換えると、父の権限を継承した神々が重要な役割を果しているのであり、ここに父権継承の重要性という構想の存在を指摘し得るのではないかと思う。

以上の考察により、事代主神が大国主神に代わり国譲りの受諾を言明するのは、託宣の神であるという以前に、このような古事記の文脈と構想の中で理解されるべきであると考えられる。この点を踏まえた上で次に、国譲りがなにゆえ託宣という形で語られているのかという問題について、改めて『記』における呪的行為という観点から考えてゆくことと思う。

四

事代主神が国譲りの受諾を表明するのは、この神が託宣神であるからだとする諸注釈書の指摘は、確かにその通りであろうと思う。しかしながら、この考えが有効であるためには次のような問題を解決しなければならないと思う。即ち、国譲りの受諾がなぜ託宣という形をとらねばならないのか、という問題であり、ここに『記』における託宣の意味が改めて問われなければならない。

託宣とは、たとえば「事代主神に答えさせたのは、託宣の神だから、神意を伺わせたのである。鳥狩り・漁をするのは託宣のための神事行為とみられる」(新潮古典集成)・「事代主神は神託を伝える神であって、国譲り受諾の決定的言明は、この神に委ねるしかない」(新編古典全集)といった説明からも明らかのように、神意を伺う一種の呪的行為である。『記』において、神意を伺うあるいは知る呪的行為としては、他に「フトマニ」・「ウケヒ」・「靈夢」・「帰神(カミヨリ)」がある。神意を伺うという点においては、これらの行為によって国譲りを受諾することも可能はずある。あえて託宣である理由はどこにあるのだろうか。そこで、それぞれの呪的行為が登場する場面を調査してみると、そこにはやはりそれぞれの行為が使い分けられているとみられる。以下、この点について考えてみよう。まず、『記』におけるそれぞれの行為と、その内容を分類して示す。

行為名	行為の目的・内容	行為者	結果
フトマニ	① イザナキ・イザナミ二神による国生み不成功の原因を知るため	天神	女神先言による不成功と判明

					ウケヒ	
	靈夢					
	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③
	崇神天皇の御世に流行った疫病の原因とその解決の方法を告げる	神武天皇の苦戦を救うために建御雷神の横刀を降すことを告げる	謀反の成否を知るため	靈夢に現われた出雲大神の託宣の真偽を知るため	天神御子の命の不動と繁栄の保証のため	須佐之男命の清明心の真偽を知るため
	崇神天皇の夢	高倉下の夢	香坂王・忍熊王	曙立王	大山津見神	天照大御神 須佐之男命
	夢に現われた大物主をオホタタネコに祭らせ	横刀の靈威により勝利を得る	不成功の前兆を無視し敗北	託宣が正当であると判明	石長比売返送により生命の不動を確保できず	須佐之男の清明心が証明される
						垂仁天皇
						出雲大神と判明
						②
						本牟智和氣命に崇っている神を知るため

帰 神		
	⑩	⑨
	⑪	
	角鹿のイザホワケ大神が息長帯比売命の御子との名の交換を申し出る	本牟智和氣命に崇っている神が夢に現われ、我が宮の修理によつて崇りが解けることを告げる
	建内宿祢	垂仁天皇の夢
	名の交換を果す	本牟智和氣命の参拝によつて崇りが解ける
	西方の宝の国を賜うことを託宣。さらにその後、西方の宝の国は息長帯比売命の御子が領有する国であること、それが天照大神・底筒男・中筒男・上筒男の御心であると言明	息長帯比売命が帰神し建内宿祢が託宣を聞く
	託宣を信じなかつた仲哀天皇の崩御・息長帯比売命の西国渡海	

※垂仁記の沙本毘古反乱説話に、「反乱の前兆を示す垂仁天皇の異夢がある。他例と比較すると、夢の中で重要な発言をする神が登場しない点、靈夢としての性質が異なっていると思われるので除外した。また、同じく垂仁記本牟智和氣命説話に出雲大神に遣わす人選を、占いによつて決定する場面があるが、本文では「食ト」とのみあり、暗示的な表現になっている。確実な例と言い難いのでこれも除外する。

さて、ここに挙げた中で、垂仁記の「本牟智和氣命」説話には「フトマニ」・「ウケヒ」・「靈夢」の三行為が揃っている。そこでこの説話を例として、これらの呪的行為がどのような働きをしているかを考えてみたい。まず原文を行為ごとに区切って掲げる。

ア、於是、天皇患賜而御寝之時、覺_レ于_二御夢_一曰、「修理_三我宮如_二天皇之御舍者_一、御子必真事登波牟」

イ、如_レ此覺時、布斗摩邇々占相而、求_レ何神之心、尔崇出雲大神之御心。

ウ、故、科_レ曙立王、令_レ宇氣比白、「因_レ拜_レ此大神、誠有_レ驗者、住_レ是鷲巢池之樹、鷲乎、宇氣比落。」、如_レ此

詔之時、其鷲墮_レ地死。又詔之、「宇氣比活。」、尔者、更活。(以下略)

沙本毘売の忘れ形見である本牟智和気命は、成長しても言語を発することができなかった。それを憂えた父垂仁天皇の夢に神が出現し、我が宮を天皇の御舎と同じように修理すれば、御子本牟智和気命は言語を発するであろうと告げる。このように霊夢は、神が夢を通して自らの意志の実現を、夢をみた人物に託すことに本質がある。^{注8} 言い換えるならば、神の依頼を表明することが霊夢の役割であり⑦⑧⑩の例も同じである。つまり、霊夢は基本的に神の意志を実現するものであり、夢を見た側の願望や意志を決定するための呪的行為ではない。従って、国譲りの場面において、大国主側の意志を決定する方法としては霊夢は妥当ではないと判断される。

次にこの霊夢に続く、垂仁天皇による「フトマニ」と曙立王による「ウケヒ」であるが、「フトマニ」によって神の正体を知り、「ウケヒ」によって霊夢の内容の真偽を確かめる。この「フトマニ」と「ウケヒ」は、一般的に言われているように、すでに起きている事柄や、今後予定している行動につき、その真偽・吉凶・成否・原因などを判断する事が目的の言語呪術であり、^{注9} ある行為に對する価値判断や予測がその主たる役割であるといえる。従って、基本的にはその判断に即して行動することが方向として示されているとはいえる。たとえば、「フトマニ」①において女神が先に言葉を発した事による失敗を確認した二神は、再びオノゴロ島に降り立ち、改めて男神が先に言葉を発する事によって国生みを行なう。また、例としている本牟智和気命説話においても「ウケヒ」の結果を受け、出雲大神を参拝することによって祟りが解けるのである。しかしながら、④と⑥においては「ウケヒ」を無視することによって好ましくない結果が待ち受けている。このような例をみてゆくと「フトマニ」や「ウケヒ」が価値判断や予測を示すものであるとしても、それを受けていかに行動するかは、それぞれの判断に委ねられているといえる。つまりこれらの呪

的行為は、あくまで価値判断や予測に止まるものであり、何をなすべきかという行動そのものを示すものではなく、その点において国譲りの決定といった行動を判断するための呪的行為として相応しいものではないのである。

最後に、「帰神」について考えてみよう。息長帯比売命に依った神は、「記」では天照大神・底筒男・中筒男・上筒男の御心とあるが、『日本書紀』（以下「紀」）の神功皇后摂政前紀では、息長帯比売命に依った神として、伊勢の五十鈴宮に鎮座する「天疎向津媛命」のほか「天事代虚事代玉籤入彦殿之事代神」とある。ここに、事代神を媒介として、『記』における「帰神」と「託宣」に関連が存することを指摘できる。「帰神」も基本的に神の託宣を告げるものであり、『記』の記事と関連する『紀』において「事代神」が神功皇后に懸かっていることには、国譲り神話における「託宣」を考える上でも大いに参考になる。さらに、『紀』の中には、神代紀下の国譲りの記事だけではなく、壬申の乱において高市県主許梅に懸かり託宣をした神として「事代主神」があり、託宣神としての「事代主神」がしばしば登場する。しかも、これらの記事を検討してゆくと、『記』の国譲りを含めて一つの共通点があると考えられる。それを確認するために、当該例である国譲りを除き『紀』の神功皇后摂政前紀・天武紀の二つの記事を挙げてみよう。

エ、時有_レ神、託_三皇后_二而誨曰、天皇何憂_三熊襲之不_レ服。是膏穴之空國也。豈足_三舉兵伐_二乎。愈如_三茲國_二而有_レ實國譬如_三處女之瞭_一、有_レ向_レ津國。眼炎之金・銀・彩色、多在_三其國_二。是謂_三梓衾新羅國_二焉。若能祭_レ吾者、則曾不_レ血_レ刃、其國必自服矣。復熊襲為服。其祭之、以_三天皇之御船_二、及穴門直踐立所獻之水田、名大田、是等物_二為_レ幣也。（仲哀紀八年九月）

オ、先_レ是、軍_三金綱井_二之時、高市郡大領高市県主許梅、憊忽口閉、而不_レ能言也。三日之後、方着_レ神以言、吾者高市社所居、名事代主神。又身狹社所居、名生靈神者也。乃顯之曰、於_三神日本磐余彦天皇之陵_二、奉_三馬及種々兵器_二。便亦言、吾者立_三皇御孫命之前後_二、以_三送_二奉于不破_一而還焉。今且立_三官軍中_二而守護之。且言。自_三西道_二軍衆將_レ至之。宜_レ慎也。（天武元年七月）

神功皇后に懸かり仲哀天皇に託宣した事代主神は、新羅服属の方法として自分を祭ることとその方法を告げ、壬申の乱において高市郡大領高市県主許梅に懸かった事代主神は、神武天皇陵に兵馬を奉ることと、天武天皇の前後に立ち不破に送ること、などを託宣する。これらの記事に登場する事代主神と、『記』の国譲り・息長帯比売命の婦神の例を合わせてみてゆくと、そこに託宣の場面や内容に顕著な類似を指摘できる。それをまとめてみると、次のようになるであろう。

ア、出現の場面が、いずれも政治的もしくは軍事的事件にかかわること。

イ、それぞれの事件がいわば国家的な重大事件であること。

ウ、託宣の内容が、それらの事件の解決に関わること。

このように記紀における「婦神」にみられる神の託宣は、国家的な事件の解決に関わる重要な発言としての役割を持つ。これは「フトマニ」・「ウケヒ」・「霊夢」には見られなかった特徴であるとともに、多くの呪的行為にはそれぞれの役割分担があることを知る。しかもそこに登場してくる託宣神の中に、必ず事代主神が含まれているのである。以上の考察を踏まえていうならば、国譲りの中で、事代主神が重要な役割を持つのは、「婦神」においてみられる、この神の役割と軌を一にするものであることが見通される。即ち、国譲りの場でこの神が活躍するのは、『記』における呪的行為のあり方に即したものとみることが可能であり、託宣という方法によって国譲りの受諾がなされるのは、国家的な事件の解決に関わる役割を持つという、この呪的行為の性格によると判断されるのである。

五

以上、本稿においては国譲り神話の文脈と、『記』における「フトマニ」・「ウケヒ」・「霊夢」・「婦神」といった呪的行為が持つ意味の考察を通して、託宣神としての事代主神の国譲り神話における役割を考えてきた。大方のご批判を

賜りたい。

注

- 1、事代主神の研究に関しては、「事代主神の諸問題」〔古事記研究大系5Ⅰ〕『古事記の神々』、高科書店刊、平成十年六月に詳しくまとめられている。
- 2、西田長男氏「『記』『紀』神話の成立と壬申の乱」〔日本神道史研究〕第十卷講談社、昭和五三年八月
- 3、吉井巖氏「『ヌシ』を名にもつ神々」〔天皇の系譜と神話二〕塙書房、昭和五一年六月
- 4、注3に同じ。
- 5、益田勝美氏「魔王伝説」〔火山列島の思想〕筑摩書房、昭和四三年七月
- 6、松前健氏「事代主神崇拜と出雲」〔日本神話の形成〕塙書房、昭和四五年五月
- 7、吉井巖氏「古事記の作品的性格（一）」（『天皇の系譜と神話三』塙書房、平成四年十月）
- 8、「西郷信綱氏『古代人と夢』（平凡社刊、昭和四七年五月）など参照。
『日本神話事典』（大和書房、平成九年六月）「フトマニ」項目参照。
- 9、土橋寛氏「ウケヒ考」〔日本古代論集〕笠間書院、昭和五五年九月